

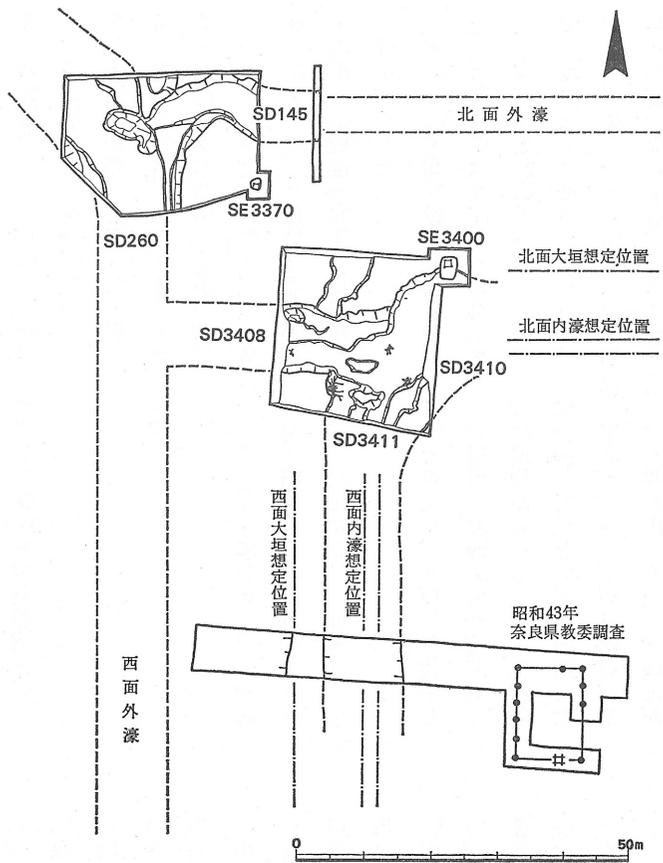
奈良・藤原宮跡

- 1 所在地 奈良県橿原市繩手町
- 2 調査期間 一九八二年(昭57)二月～一九八三年(昭58)三月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 狩野 久
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要  
一九八二年度は宮の西北隅地域調査(第三六次)において三点の木簡が出土した。当地域は西面外濠・大垣・内濠と、北面外濠・大垣・内濠の接続部を想定した場所で、南北二地区に分け、面積一二〇〇㎡を調査した。

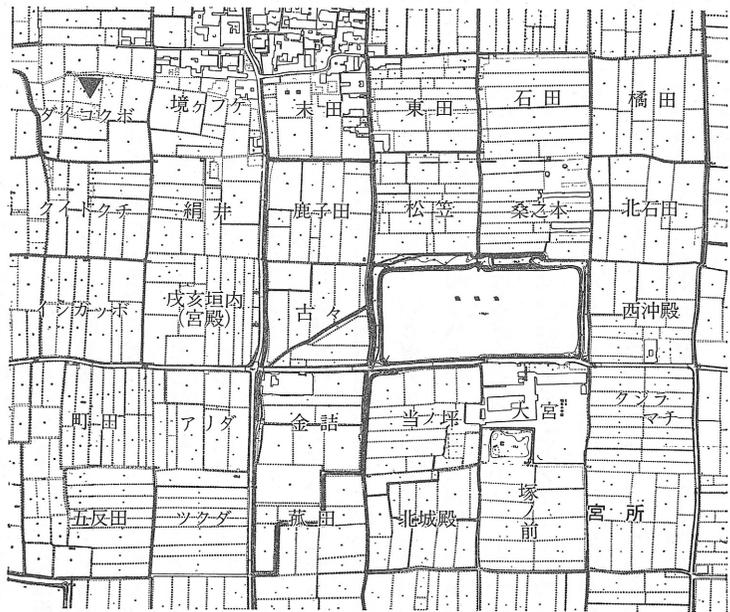
北区では西面外濠と北面外濠、およびその交点、井戸等を検出した。西面外濠は北流する素掘溝で、この場所で北西方向へ流路を変えて宮外へ流れ出ており、この付近では遺物からみると三世紀頃まで水路として機能している。西岸は完掘していないが、幅約一七m以上、深さ一・六mで、堆積層は三層あり、中・下層は藤原宮期から平安時代の土器、上層で鎌倉時代の土器が出土した。木簡は西岸付近の溝底で削屑一点が出土したが、「丈」「四」等の文字が読めるだけの断片である。他の遺物としては、瓦類・陶硯・土馬・墨書土器・帯金具がある。

北面外濠は西流する素掘溝だが、合流点直前の一六m程の間、一旦北へ約四m湾曲した上で西面外濠の屈曲部付近に合流している。幅約七・五m、深さ一・五mで、同じく三層に分かれ、中・下層から奈良時代前半の土器が出土した。この濠は奈良時代前半頃には既に機能を失っているであろう。他の遺物としては、中・下層から削り掛け・藺筒・陶硯・土馬・数字を記した墨書土器・文字を記さない題籤等が出土した。井戸SE三三七〇は隅柱を建てる方形横板組だが、南辺横板は省略している。一辺〇・八mで、深さは一・〇mあり、奈良時代前半の土器が出土した。

南区では井戸SE三四〇〇と河川流路を検出したが、大部分が河川流路となっており、想定した内濠・大垣は確認できなかった。河川は東北方からの主流路SD三四一〇と南方からの流路SD三四一〇が合流し、西方への流路SD三四〇八となる。最大幅は一五m近く、深さは一・六mある。堆積層は大きく二層に分かれ、下層では藤原宮期から一一世紀の、上層では一三世紀の土器が出土したので、鎌倉時代まで存続していたことになる。また下層出土の緑釉瓶の破片が西面外濠SD二六〇からも出土したので、この河川はSD二六〇へ合流していたとみられる。遺物は土器のほか、瓦類・陶硯・土馬・金銅製蝶番・鉄製鋤先等がある。



藤原宮第36次調査遺構配置図



木簡出土地付近小字名 ▼木簡出土地点

井戸SE三四〇〇は南区の東北隅にあり、SD三四一〇の北岸に接しているが、SD三四一〇の岸が一部埋没したあとに作られている。方形横板組で、一边は一・〇m、四隅に縦方向に溝をうがった柱を立て、厚い板を落しこんでおり、現状で五段、一・一m分が残存している。埋土は一層で、底面に小石を敷く。この中から後述の木簡二点が出土した。他の遺物としては削り掛け・曲物・櫛・土器・富寿神宝が出土した。井戸掘形からも平安時代初頭の土器片が出土しているので、この井戸は長くは存続しなかったであろう。

8 木簡の积文・内容

- (1) (図版积文参照)  
 (2) ・

井戸出土の二点とも例の少ない大型の木簡であるが、出土状況からすると井戸の廃棄の際、他の遺物とともに一度に投棄されたものとみられる。(1)には弘仁元年(八一〇)、同二年の日付があり、(2)には年号がなく「六年」とあるが、これも弘仁六年であろう。弘仁九年初鑄の富寿神宝が伴出していることからすると、投棄されたのは同年以降であるとみられ、(1)は書かれてから廃棄されるまで少なくとも七、八年はあったことになる。(1)は一部欠損しているが、原形がわかるのに対し、(2)は両端が割られており、もとの幅は不明であ

六年十二月八日春京上米一石五斗〔三〕 穎卅束 駄賃十束  
 同年十二月十八日京上米三石 穎六十七束加春功  
 同年十二月廿八日京上米〔一カ〕石 穎廿三束 駄賃〔七カ〕束  
 三斗 直稻三束 持夫一人 功食三束  
 三 豊村宮進送稻〔別筆〕  
 東 内稻 東  
 殿カ 七カ

駄賃廿束



料

840×(51)×6 181

る。また(1)は表裏両面に比較的整然と記載するのに対し、(2)は表面だけを用い、訂正、抹消、書き加え等が多く草案的であるが、合点を施していることからすると単なる下書ではないであろう。(1)の裏面下方の「在奈良馬船」の左側はほぼ一行分の余白があるが、この部分は細長くえぐれており、僅かに墨痕もみられることから、記入後この部分だけ削り取ったものと思われる。(2)は再使用にかかるとみられ、裏面下端に墨書を削った際の削り残りの文字が薄くみえる。筆跡については、(1)は「使石川魚主」の段までと、弘仁元年十月二十六日条以下裏面末尾までとが別筆である。(2)も三種類の筆跡がみられる。(1)と(2)の間には同筆の記載はないようである。なお(1)の表には積文に示したように、刻界線によって段を分けている箇所がある。

(1)の記載内容は、ある荘の弘仁元年の獲稲数を記し、続けてその中からの種々の支出を詳細に書き上げている。支出の日付は十月二十六日、十二月二十五日、翌二年正月二十六日、および月不明の二十日、いずれも月末近くであり、毎月の支出をまとめて記したもののらしい。最後の月は記載中に二月の日付があるので二月であろう。この記載からは次のようなことが知られる。弘仁元年は三町六段一二〇歩の荘地から一五〇九束の稲を得ており、これらの稲は山田女佃、凡海福万呂佃・地子田、それに判読できないがもう一種の田地から収納している。不明分は作田総面積と収納高からすると一二

〇歩分一四束だけとなる。注目すべきことは、この荘は地子田もあるが大部分が佃であることである。初期荘園の佃は貞観十八年(八七六)の近江国依智荘の例が知られていたが、これはそれよりかなり早い例であり、しかも内容が豊富で佃経営史料として貴重である。この山田女と福万呂は佃の経営の請負者と考えられ、稲の進上者とみられる三月丸・弟□・建丸・浄丸らが実際の耕作者であろう。福万呂も進上者の中にあることからみると、その他の者は山田女佃の耕作を行っていたのではないかと推定される。福万呂は自ら佃耕作に従事し、地子田も請作していたのであろう。山田女佃からの獲稲数は一段当り四七・九束で全収穫量とみられ、地子田の地子は佃穫稲数から算出すると、公田地子と同じく収穫量のほぼ五分の一となる。山田女佃は二町六段と大きい、これは不明分の一二〇歩を加えると「自庄造」の面積に一致するので、山田女は荘経営と密接する立場にあったと思われる。一二〇歩分についても別記されている理由は不明だが、荘の直接的管轄下にあったものであろう。佃に対しては田作料(営料)が支払われているが、山田女の弘仁二年の田作料は二九八束で、分割して支給されている。二年の佃も元年と同面積だとすると一町当り一一四・六束になり、従来知られている公管田等の営料に近い額である。福万呂佃の田作料は元年十二月に三〇束、二年に三〇束下されておられ、やはり分割して支払われたらしいが、一年分が六〇束だとすると一町当り一五〇束になる。福万

呂佃営料がかなり高いが、この額は『延喜式』にみえる畿内官田の営種料に例がある。両者の田作料の相違は山田女佃が「自庄造」であることと関係があるのだろうか。また田作料について出挙の記載があることは、本来この出挙が種子農料としてのものであったことを示すものであろう。その出挙も小額のグループとそれより額の大きいグループに分かれており、前者は佃の耕作者と共通する者がいるのに対し、後者は福万呂や荘使らしい小主などやや有力な者がいる。義倉と田租についても納入の際の状況が知られ興味深い。どちらも穀化作業に女性が当り、稲一束で八升の粃穀を得ている。田租は一段当り一束五把、穀一斗五升として算出しているが、佃分からの所出は当然として、通常請作者が負担する地子田の田租も「同租上」とあるように荘側から出しており、しかも田租の二割を定免する「二不得八」法が適用されているのだが、それは佃分だけで、地子田には適用されていない。その理由については今のところ判然としない。以上のことから田租は佃分の八割三石六斗四升と地子田の租の全額九斗の合計を進納していることが知られる。

この荘園の所有者は、(2)に京上米に關する記載があり、(1)に「京持行人」とあることから平安京居住者と思われるが、一方葛木寺とも密接な関係を持っているらしい。この当時葛木寺は、奈良と現橿原市和田付近の両方にあつたとされているが、葛木寺に進納した稲についての運功の記載がないことからすると後者とみた方がよ

いかもしれない。

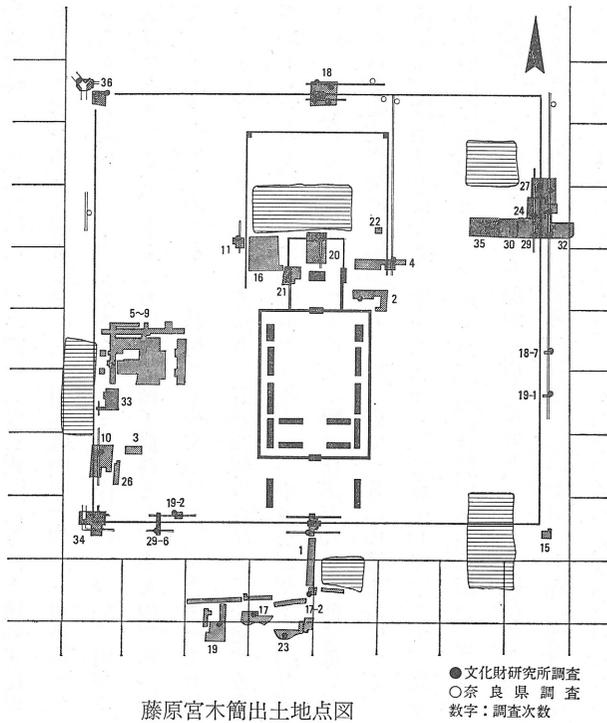
十月二十六日条には「主国下坐御波多古入白米五斗」という難解な記載があるが、「波多古」は「旅籠」で、旅行の時多く使用される食料等を入れる容器のことであろう。「主」は荘園主と考えるのが自然であろうが、荘園主が大和国下向の際に必要とした白米五斗を旅籠に入れて進上したということであろうか。ただ荘園主であれば「庄下坐」とあつてもよさそうであるが「国」とあるのは漠然とすぎて思うように思われる。むしろこの主を国守とみて、国守着任の時の供給の白米とみることはできないであろうか。因みに大同五(弘仁元)年九月十日に坂田宿祢奈氏麻呂が大和守となっている。

白米料稻のところにみえる精代は玄米を白米に精製する際の減少分の代米であろう。他の例では、名目は白米ながら実際は玄米に精代を加えて進納しているとみられるものがあるので、この場合も同様かもしれない。奈良時代の例では一割を精代としているが、後代の例では大部分がこの木簡と同じく二割を計上している。

正月二十六日条では収納の箇所にも名前のあつた建万呂が種々の物を奈良から宮所荘へ車で運搬していることが知られるが、宮所荘はこれまで未見の荘である。この木簡では自荘のことは単に「庄」と記しているので宮所荘は一応別の荘であるようだが、荘佃の耕作者とみられる建万呂が運搬していること、運搬物の購入費、運搬費が支出されていることから、同一の荘ともみられ、運搬先というこ

とで特に荘名を書いたとも見得る。なお藤原宮大極殿跡の東南約五〇mのところ「宮所（ミヤドコ）」の小字がある。

この木簡に続いて以後の支出を記した木簡の存在も考えうるところであるが、本木簡が十月の収納から始って、年をわたって二月の田作料等の下行まで記されていることに意味があるとすれば、その期間の記録が特に必要なため作成されたとも考えられるので、断定



藤原宮木簡出土地点図

●文化財研究所調査  
○奈良県調査  
数字：調査次数

はできない。(2)は弘仁六年十二月の京上米に関する記載であるが、墨付きからみて左右にさらに記載が続いていたはずで、現存文面に「六年」「同年」とあることからすると何年かにわたる記載ではなかったかとみられ、(1)とはかなり性格が異なるようである。

十二月十八日の京上米の類稻数は「加春功」とあるように春功を加えたものであるが、他の京上米についてもその束数からみて同様であろう。この十八日条は六七束の記載を残して抹消し、稲を豊村宮に送ったと訂正している。豊村宮の存在はこれまで知られておらず、場所も未詳であり、そこへ稲を送った理由も不明である。

以上木簡記載の一部にふれたのだが、この二点の木簡が史料の乏しかった平安初期の畿内荘園のものとしてきわめて重要であることは明らかである。木簡は井戸から出土したが、この荘は井戸からそれほど隔たらないところにあったとみてよいであろう。荘所もこの付近と推定され、あるいは井戸自身が荘所の施設の一つであることも考えられる。また藤原宮廃絶後平安時代の初め頃までには宮跡の一部または近辺が荘園となったことが知られたことも貴重である。

### 9 関係文献

奈良国立文化財研究所『飛鳥藤原宮発掘調査出土木簡概報(七)』

(一九八三年)

(加藤 優)